

# 沖縄県認可外保育施設指導監督要綱

## 第1 総則

### 1 目的

この要綱は、認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の規定に基づく調査、勧告及び命令等による指導監督を的確に実施し、もって認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

知事は、法に定める指導監督のほか、認可外保育施設を対象とした研修会等あらゆる機会を通じ、認可外保育施設に対する助言指導を行う。

### 2 認可外保育施設の定義

この要綱において認可外保育施設とは、県内（那覇市及び宮古島市を除く。）に所在する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関連する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により認可を取り消された施設又は認定こども園法の認可を取り消された施設を含む。以下同じ。）をいう。

### 3 指導監督基準

指導監督は、別表に定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）により行うことを原則とする。ただし、1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、知事が特に必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。

### 4 認可外保育施設の把握、届出及び事前指導等

#### (1) 認可外保育施設の把握

知事は、市町村長又はその他関係機関等の協力を得るほか、地域の人材を活用し、県内に所在する認可外保育施設の把握に努める。

#### (2) 設置・変更等の届出

ア 法第59条の2第1項の規定に基づく知事への設置届は、第1号及び第1-2号様式による。

イ 法第59条の2第2項の規定に基づく知事への届出は、次の区分に従って定める様式による。

(ア) アにより届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じた場合 第2号様式

(イ) 保育事業を廃止し若しくは休止する場合 第3号様式

#### (3) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

知事は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があった場合及び市町村等関係機関から新規設置の情報を得た場合には、第4号様式による書面を交付し、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、関係法令及び指導監督基準の遵守を求める。

また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導する。

#### (4) 届出懈怠及び虚偽の届出をした場合の措置

法第59条の2第1項の届出対象施設であるにもかかわらず、開設後1箇月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合は、第5号様式により、期限を付して届出を行うよう求める。

## 第2 通常の指導監督

### 1 通則

通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行う。

知事は、指導監督に当たっては、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、児童福祉法に基づき厳正に対処する。

### 2 報告徴収

#### (1) 運営状況の報告

法第59条の2の5に基づく知事への運営状況の報告は、第6号及び第6-2号様式による。

#### (2) 臨時の報告

認可外保育施設の設置者又は管理者は、次に該当する場合は、その都度すみやかに知事に報告しなければならない。

ア 当該施設の管理下において、事故が生じた場合 第7号様式

イ 上記アの事故が死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故、意識不明の事故等の重大事故等である場合 第7号様式及び第7-2号様式

ウ 当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合 第8号様式

#### (3) 特別の報告徴収

知事は、第2の2(1)又は(2)の場合を除くほか、児童の処遇上の観点から認可外保育施設に問題があると認められる場合は、随時、特別に報告を求める。

なお、この場合、必要に応じて3(1)イの特別立入調査を実施する。

### 3 立入調査

#### (1) 立入調査の種類

##### ア 通常の立入調査

認可外保育施設に対し、原則として年1回以上実施する立入調査をいう。

##### イ 特別立入調査

死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合において、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、施設又は事務所に対して実施する立入調査をいう。

##### ウ 巡回訪問（調査）

ア及びイ以外で、別に定める場合において、随時実施する立入調査をいう。

#### (2) 立入調査の方法等

知事は、年度ごとに実施計画を定め、期日を事前通告の上、その職員をして定期的に認可外保育施設又はその事務所に立ち入り、その設備又は運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問を行わせる。この場合において、必要に応じ、保育従事者、事務職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。

(3) 新規把握施設への対応

知事は、第2の3(2)の実施計画にかかわらず、年度途中で新規に把握した認可外保育施設について、速やかに立入調査を行うよう努める。

(4) 立入調査の実施体制

立入調査は、原則として関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者を含む職員2名以上で行う。

立入調査を行う職員は、法第59条第1項に規定する身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(5) 立入調査における連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市町村に対し立会いを求めるほか、必要に応じて関係機関と連携して指導を行う。

(6) 口頭の助言、指導等

改善指導は文書で行うことを原則とするが、立入調査実施の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行う。

(7) 第2の3(4)から同(6)までの規定は、特別立入調査及び巡回訪問にも適用する。

なお、特別立入調査及び巡回訪問は、事前通告をせずに実施することができる。

### 第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

#### 1 通則

立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図る。

#### 2 改善指導

知事は、立入調査の結果について、別に定める評価基準に基づき評価を行い、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設については、改善すべき事項を文書により通知し、おおむね1箇月以内の回答期限を付して、改善状況報告を求めるものとする。なお、改善に時間を要する事項については、おおむね1箇月以内に改善計画の提出を求める。

#### 3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

ア 知事は、改善指導を行っているにもかかわらず改善措置が講じられず、改善の見通しが

ない認可外保育施設の設置者等に対し、法第59条第3項の規定に基づく改善勧告を行う。

イ 次のいずれかに該当する場合には、文書による改善指導の手続を経ることなく、改善

勧告を行う。

(7) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

(イ) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

(ウ) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

(2) 改善勧告の内容

改善勧告は、文書により行うものとし、おおむね1箇月以内の回答期限を付し、当該施設の設置者等から書面により報告を求める。建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる事項については、移転に要する相当の期間を付して移転を勧告することができる。

(3) 確認

知事は、改善勧告を行った認可外保育施設の設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、当該改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。

(4) 利用者に対する周知及び公表

知事は、改善勧告に対して改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について周知するとともに、法第59条第4項の規定に基づき、公表する。

#### 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

知事は、認可外保育施設等の設置者又は管理者が改善勧告に従わず、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第59条第5項の規定に基づき、その事業の停止又は施設の閉鎖を命じる。

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

ア 関係機関との調整

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

イ 弁明の機会の付与

知事は、事業の停止又は施設の閉鎖を命じようとする場合は、当該認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、あらかじめ文書により、弁明の機会を与える。

ウ 沖縄県社会福祉審議会からの意見聴取

知事は、弁明書の受理後又は提出期限の経過後、速やかに沖縄県社会福祉審議会の意見を聴く。

エ 事業停止命令又は施設閉鎖命令の発令

知事は、沖縄県社会福祉審議会の意見聴取後、速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命じる。

オ 緊急時の対応

知事は、児童の福祉の確保のため、緊急の必要があるときは、改善指導、改善勧告、弁明の機会の付与及び社会福祉審議会からの意見聴取の手続を経ずに事業の停止又は施設の閉鎖を命じる。

(3) 公表

知事は、事業停止又は施設閉鎖を命じたときは、当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表する。

また、県内すべての市町村に対し、通知するとともに、その内容を公表するよう要請する。

## 第4 情報提供

### 1 市町村長等に対する情報提供

知事は、法令に定める通知のほか、報告徴収及び立入調査等の状況並びに改善指導を行った後の当該施設の状況等について、当該施設の所在地の市町村長に対し、情報提供を行う。

### 2 県民への情報提供

知事は、県民に対し、認可外保育施設の状況についての情報を提供するとともに、市町村長に対し、当該市町村の住民への当該情報の提供を行うよう協力を求める。

### 3 認可外保育施設制度の周知

知事は、認可外保育施設制度について、県のホームページ、県の広報媒体等様々な媒体を用いて、広く周知を図る。

### 4 認可外保育施設が行う情報提供

- (1) 法第59条の2の2に規定する提供サービス内容の掲示は、施設の内部においては第10号様式により、施設の外部においては第11号様式により行う。
- (2) 法第59条の2の4の規定に規定する契約締結時の利用者に交付する契約内容を記載した書面は、第12号様式による。
- (3) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設の設置者等は、当該証明書を施設内の利用者が見やすい場所に掲示する。

## 第5 雑則

### 1 認可外保育施設指導監督実施要領の制定

この要綱に定めるもののほか、認可外保育施設の指導監督に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 2 市町村長の協力

知事は、法第59条の2の6の規定に基づき、認可外保育施設に関する指導監督事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、協力を求める。

#### 附則

この要綱は、平成25年2月19日から適用する。

ただし、第4の4の認可外保育施設が行う情報提供のうち、提供サービス内容の施設の外部における掲示及び証明書の掲示についての文書による改善指導は平成25年4月1日から適用する。

#### 附則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

#### 附則

この要綱は、平成26年4月7日から適用する。

#### 附則

この要綱は、平成28年5月16日から適用する。

#### 附則

この要綱は、平成29年5月10日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年5月11日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月12日から適用する。